

関原発第88号
2021年5月12日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

美浜発電所3号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 美浜発電所3号機 特重施設等設置に係る対応

以上

美浜発電所 3号機 特重施設等設置に係る対応

1. 特重施設等の設置に係る対応

美浜発電所 3号機は、経過措置期間が満了する日の 24 時までに原子炉を冷温停止状態^{※1}とし、特重施設等の使用前確認を受けるまでの期間、冷温停止状態を継続する。

| | 定期検査開始日 | 経過措置期間満了日 |
|--------------------------|-------------|--------------|
| 美浜発電所 3号機 第 25 回定期検査中 | 2011. 5. 14 | 2021. 10. 25 |

※1 保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」

2. 特重施設等の使用前確認後の対応

特重施設等の使用前確認を受けた後、原子炉を起動し発電を再開する。

以 上